

## 夕張市告示第 80 号

夕張市役所庁舎執務環境整備及び移転準備業務の発注に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 8 日

夕張市長 厚 谷 司

### 1 本プロポーザルの目的

本プロポーザルは、夕張市役所庁舎における限られた空間を有効活用し、持続可能で効率的な庁舎運営を実現するため、現状の文書、物品及び什器の保有状況を踏まえ、文書管理の適正化、什器の効率的な配置及び転用並びにオフィス運用ルールの整備を一体的に検討することにより、執務環境の最適化及び業務効率化を図るものである。

このため、本業務の実施にあたり、価格のみならず技術力、企画力及び実施体制等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案を行った事業者を契約の相手方候補者として選定する。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 夕張市役所庁舎執務環境整備及び移転準備業務
- (2) 業務場所 夕張市役所庁舎（夕張市本町 4 丁目 2 番地）
- (3) 業務内容
  - ① 現庁舎における執務環境及び文書管理の現状分析
  - ② 文書量及び物品量の適正化に向けた管理手法及び運用ルールの検討
  - ③ 新市庁舎における執務環境計画及びオフィスレイアウト計画の作成
  - ④ 移転計画及び什器整備計画の作成
  - ⑤ 新たな執務環境及び運用ルールへの移行支援
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 13 年（2031 年）3 月 21 日まで

### 3 実施スケジュール（概要）

- (1) 事業者募集開始日 令和 8 年 6 月 8 日（月）
- (2) 参加申込書の提出期限 令和 8 年 6 月 18 日（木）
- (3) 企画提案書の提出期限 令和 8 年 7 月 15 日（水）

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。詳細は募集要項による。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者（手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) 参加申込書の提出期限から契約締結の日までの期間に、夕張市の入札参加に関する指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 夕張市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 12 号）に基づき、暴力団員又は暴力団関係事業者には該当しない者であること。
- (5) 夕張市入札参加資格者名簿（物品・役務）「調査・測定業務：事業者向けコンサルティング」に登録していること。（参加申込提出期限までに名簿登録申請をしている者を含む。）
- (6) 本業務の実施に当たり必要となる資格及び実績を有する者であること。

#### 5 参加申込書類等の提出先

夕張市総務企画課総務係（夕張市本町 4 丁目 2 番地）

#### 6 その他

本公告に関する詳細は、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

以 上